

北監第37号
令和3年12月2日

北方町長 様

北方町代表監査委員 横山治

隨時監査の実施について（通知）

地方自治法第199条第5項の規定に基づく隨時監査を、別紙「実施計画書」のとおり実施しますので通知します。

別 紙

実 施 計 画 書

種 別

地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づく隨時監査

担当監査委員氏名

横 山 治 ・ 井 野 勝 巳

対象事項及び範囲

- ・各課における随意契約について
- ・その他契約事項全般について

実施日

令和 4 年 1 月 12 日 (水)

実施場所

北方町役場委員会室

基本方針・着眼点

- ・各課において随意契約が適正な理由によって行われているか。
- ・契約及び支出行為が適正に行われているか。

提出資料（別紙対象事項について）

- ・対象事項一覧表
- ・契約のための伺い理由（決裁）とその資料の写し
- ・契約書（請書）の写し
- ・（会計室より）令和 3 年度の支出命令書
　支出命令書以外は各 3 部

出席依頼者氏名

担当課長、担当者

北監第2号
令和4年1月19日

北方町長様

北方町代表監査委員 横山治

随時監査の結果について（報告）

みだしのことについて、地方自治法第199条第5項の規定に基づく随時監査を執行したので、同法第199条第9項の規定により別紙のとおりその結果を報告します。

別 紙

結 果 報 告 書

種 別

法第 199 条第 5 項による隨時監査

担当監査委員氏名

横 山 治

対象事項及び範囲

- ・各課における随意契約について
- ・その他契約事項全般について

実施日

令和 4 年 1 月 12 日 (水)

実施場所

北方町役場 委員会室

監査の結果

対象事項について、各課により提出された資料により内容を確認し、疑義のある場合には担当者に説明を受け監査した結果、おおむね適正に執行されていると認められたが、監査意見書に述べる事項について検討する必要があると考える。

監査意見書

北方町監査委員 横山 治

令和4年1月12日に、地方自治法第199条第5項による随時監査を行った結果に関する報告書に添えて、次のとおり意見を提出する。

意見

1. 隨意契約の理由の記載について

契約等を行う場合には伺い文書にて決裁をとっているが、随意契約の理由について、法や規則の条文を記載しているだけでその内容が記載されていない場合が課によっては散見されたので、改善を求める。

2. 契約の伺い文書の様式について

各課の随意契約の伺い文書を確認したが、課によって決裁の様式が違う部分があるので、役場内で統一して職員に周知した方が良いと考える。

3. 経常経費の契約について

年度初めに行う随意契約の中で、保守点検等の契約が多く行われるが、毎年ほとんど同額で契約が行われている。数年に一度は、市場の相場などの調査を行い正当な価格にて契約が行われていることの根拠とされたい。

最後に、契約価格が下げられる等のメリットがある場合、契約内容によつては1者隨契を行う事に問題はないと思われ、予算節約のためにも活用すべきとも考える。また、すべての随意契約に言えることは、明確な理由と根拠を持ち、後に疑義が持たれないような資料作成を心がけてもらいたい。

以上